

(指定洞道等の届出)

第58条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧道に限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長又は消防署長が指定したもの（以下「指定洞道等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

- (1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置
- (2) 指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件
- (3) 指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項について重要な変更を行う場合について準用する。

○福山地区消防組合告示第8号

消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等の指定

平成 2 年 6 月 20 日
福山地区消防組合告示第8号

福山地区消防組合火災予防条例（平成2年条例第18号）第58条の2第1項の規定に基づき、消防長が消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして指定する洞道等は、通信ケーブル等の敷設、改修工事又は維持管理のために、通常人が出入することができるもので、次に掲げるものとする。

- 1 洞道その他これらに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）で、その長さ（洞道と地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計）が50メートル以上のもの
- 2 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）並びに共同溝に接続する洞道及び地下の工作物
- 3 前2号以外で消防長が特に必要と認める洞道等

【解釈及び運用】

洞道内で火災が発生した場合、地下の密閉空間であるため、高温の濃煙や一酸化炭素等が充満し、酸欠状態となっている環境下で、かつ、暗闇の極限にされた空間内で消防活動を行わなければならない、活動が極めて困難だけでなく、消防隊員の人命危険が大きく、また、地上の指揮隊による火災状況の確認や、構内に進入した消防隊員との連絡が困難であること、直接消火に当たる人員が限られることなど、消防活動上極めて不利な条件にある。

また、洞道内の主な可燃物は、ケーブルの外装被覆に用いられているポリエチレンであるため、火災が発生すると、消防隊が消火に成功するまでは延焼拡大していく可能性を有

している。

そこで本条は、指定洞道等について消防機関があらかじめ必要な事項を把握するとともに、関係者に対しその火災に対する適切な安全管理対策の指導を行うことにより、洞道等における防火安全を期することを目的とするものである。

1 第1項

- (1) 「**洞道**」とは、通信ケーブル又は電力ケーブルを敷設するために地中に設置された人が立ち入りする鉄筋コンクリート造等の隧道をいうものであり、人の出入りすることのできない管路等に通信ケーブル、電気ケーブル等を引き込んだものは該当しない。
- (2) 「**共同溝**」とは、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する「2以上の公益事業者の公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設」をいうもので、人が出入りする隧道をいう。
- (3) 「**通信ケーブル等を敷設する者**」とは、指定洞道等に通信ケーブル等を敷設する者であるが、通信ケーブル等を管轄する事業所の代表者で足りるものである。
なお、届出の時期については、通信ケーブルを設置しようとする前である。

2 第2項

「**重要な変更**」とは、指定洞道等の延長等による経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去等消防活動対策の見直しを要する変更等が考えられる。また、通信ケーブル等の難燃措置の実施又はその変更、その他安全管理対策に重大な変更が行われる場合においても同様に変更と届出を要するものである。